

仕様書

愛知県では、自動車産業の振興及び高齢者等の移動支援などの社会課題の解決を目指し、2016年度から先導的に自動運転の実証実験を積み重ねてきた。

その一環として、愛・地球博記念公園では、2019年度から実証実験を積み重ね、2025年度は2027年度の実装を見据え、園内バス西ルートにおいて自動運転の運行実証を実施した。

2026年度も引き続き実装に向けた取組を加速させるため、愛・地球博記念公園において、園内バスの自動運転化に必要な運行実証を行う。

1 業務名

「自動運転運行実証事業（愛・地球博記念公園）」実施委託業務

2 事業目的

愛・地球博記念公園において、レベル4相当の自動運転の社会実装に向けた運行実証を実施する。

3 業務の内容

(1) 自動運転運行実証計画の策定

県が提示する下表「実施ポイント」に沿った形で、計画を策定すること。

また、実装に向けて定量的な目標値を5つ以上設定すること。なお、目標値には手動介入回数に関するものを必ず含むこと。

また、「次世代モビリティ社会実装基盤調査事業」を県が別に契約する予定であることから、当該受託者へ協力、連携を行うこと。

[実施ポイント]

運行ルート	・ 愛・地球博記念公園（園内バス西ルート）
運行者	・ 交通事業者または自動運転システム事業者
自動運転技術の検証	・ 2027年度からレベル4相当の走行が可能となる自動運転バスに必要な先端的な技術を提案すること。 ・ 歩行者等との混在空間における運行を検証すること。 ・ 2027年度の実装を見据え、1月以降の走行においてレベル4相当の走行に向けた検証を実施すること。
運行体制の構築	・ 車内オペレーションや特定自動運行保安員等の配置など、当該運行ルートにおけるレベル4相当の運行に必要な体制を整理し、必要な関係者との協議・調整を行うこと。 ・ レベル4相当の走行に必要な道路運送車両法等の法令上の整理を行うとともに、関係官庁との調整を行うこと。なお、必要に応じて道路運送車両法等の必要な許認可の取得（準備行為含む。）を検討すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・園内バスとして定時運行が行えるよう、公園管理者、園内バス事業者等と調整し、運用面の検証を行うこと。 														
運行期間	<ul style="list-style-type: none"> ・一般来園者の輸送のため11か月程度、開園日のうち週5日以上運行すること。（準備走行を含む。） ※詳細の運行日については県関係者（県次世代モビリティ産業課、公園緑地課及び公園管理者、以下同様）と調整すること。 ※運行頻度については県関係者と調整すること。 														
選定車両	<p>下記条件をすべて満たす自動運転バス型車両 2台（同一車種）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2027年度にレベル4相当の自動走行の実装が可能と見込まれる小型EVバスもしくは中型EVバスとすること。 ・ベース車両は座席数9名以上かつ4名以上の立席輸送能力を持つこと。 ・車外向け放送装置（外部音源取り込み可能なもの。）を1個取り付け、運転席近辺に当該放送装置の起動スイッチ（電源のオン・オフ及び音量調整を行えるもの。）を設置すること。 														
ラッピング	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理者等が指定する色で車両にラッピングを施すこと。 														
充電設備	<p>必要に応じて園内にEV用急速充電器（以下「充電器」という。）を以下のとおり整備すること。契約期間終了後、設置した充電器を撤去し、設置場所を原状回復することを原則とする。なお、県が特に認めた場合はその限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定車両に適応した充電器本体のリース ・充電器の搬入・据付・撤去 ・充電器用基礎工事 ・充電器の電源接続（分電盤までの配線を含む。）及び初期立上げ ・充電器の保守 <p>なお、以下は公園管理者にて整備済みの電源仕様である。</p> <p>【公園管理者が整備済みの電源関係仕様】</p> <p>1 一次電源仕様</p> <table border="1" data-bbox="469 1603 1291 1816"> <tr> <td>電気容量（合計出力）</td> <td>100kW 以下</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>200V</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>60Hz</td> </tr> <tr> <td>配電方式</td> <td>三相三線</td> </tr> </table> <p>2 昇圧トランス基本仕様</p> <table border="1" data-bbox="469 1899 1291 2058"> <tr> <td>電気容量（合計出力）</td> <td>100kW 以下</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>400V 以下</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>60Hz</td> </tr> </table>	電気容量（合計出力）	100kW 以下	電圧	200V	周波数	60Hz	配電方式	三相三線	電気容量（合計出力）	100kW 以下	電圧	400V 以下	周波数	60Hz
電気容量（合計出力）	100kW 以下														
電圧	200V														
周波数	60Hz														
配電方式	三相三線														
電気容量（合計出力）	100kW 以下														
電圧	400V 以下														
周波数	60Hz														
充電費用	<ul style="list-style-type: none"> ・充電器の電気料金は委託事業者にて実費を負担すること。 ・電気料金の計算に要するメーター機器等は委託事業者にて適切に設 														

	<ul style="list-style-type: none"> 置すること。 ・支払方法は県関係者と調整の上決定する。
保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・園内に自動運転バスを保管する場合、公園管理者等が指定する場所に保管すること。なお、保管場所の環境整備が必要な場合は委託事業者にて対応すること。
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者にて利用者へのアンケート調査等を行い、運行の改善や社会受容性向上に活用すること。 ・アンケート取得方法や質問内容は県関係者と調整の上決定すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者にて、既存園内バスへ添乗員（ガイド）を配備している事業者と調整の上、添乗員（ガイド）を手配すること。 ・周辺の歩行者等が検知できない悪天候等により自動運転機能を適用できない場合でも、輸送手段としての役割を果たすため、県関係者からの求めに応じて可能な限り手動運転にて運行を行うこと。 ・乗務員は以下の条件を満たす者とする。 <ul style="list-style-type: none"> 乗務に必要な免許を有し、業務経験があり、健康な者 ・修理等で必要になる場合が想定されることから、ナンバーの取得等公道を走行できる状態とすること。 ・車いす、ベビーカーで乗車できる設備及び体制の構築を検討すること。

※「公道」とは、道路交通法（昭和 35 年 6 月法律第 105 号）第 2 条第 1 項で規定する「道路」の通称として用いている。

（2）自動運転運行実証の実施

（1）の計画に基づき、運行実証を実施し、実用化に向けた技術面等の課題やその解決策の検証を行うこと。

実証の実施に際しては、関係法令、関係官庁の指導に準拠すること。

（3）実証実験の成果報告書の作成

実証を通じて得られた成果・課題・対応策について取りまとめること。

上記の成果報告書とは別に、県公式 Web サイトに実施結果を縦覧するための要約版を作成すること。

（4）その他

県担当者からの求めに応じて、業務管理計画の作成、各種会議での報告を行うこと。

4 委託業務に当たっての留意点

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行に当たっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 実施主体は、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- (6) 社会実装に資する試乗モニター、アンケート調査が実施できるよう実証実験の計画を策定すること。
- (7) 所管官庁等の試乗機会の確保、マスコミへの実証実験の情報発信に協力すること。
- (8) 本業務に係る会計検査等が行われる場合は協力すること。
- (9) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (10) その他
 - ア 実施にあたっては、関係法令に沿い、関係機関との調整を適正に行うこと。
 - イ 公園管理者等に対して、実施結果等をフィードバックすること。
 - ウ 県等の関係者の試乗対応を適宜行うこと。
 - エ 広報、取材への対応を適正に行うこと。
- (11) 上記(1)から(10)については、再委託先においても適用する。

5 納入場所

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

6 成果物

- ・成果報告書（3部）及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
- ・上記の成果報告書とは別に、県Webサイトに実証結果を縦覧するための要約版（20ページ以内を目安）3部及びその電子データ（県の指定するデータ様式）
- ・その他県と協議の上、県が指定するもの